

嘉麻市結婚新生活支援事業補助金交付規程

(目的)

第1条 この告示は、婚姻に伴う経済的負担を軽減することにより、結婚しやすい環境づくりを推進し、地域における少子化対策の強化に資するため、新たに婚姻した世帯に対する、予算の範囲内における嘉麻市結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 所得期間 補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）の属する年の前年（ただし、申請日が令和5年3月1日から同年3月31日まで又は令和6年1月1日から同年3月31日までの場合にあっては、前々年）の1月1日から同年12月31日までの間をいう。
- (3) 対象期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日までをいう。
- (4) 住居費 婚姻を機に新たに生活を始めるため、市内で夫婦のいずれかが賃貸借契約を交わした物件（夫婦の2親等以内の親族及び姻族が所有するものを除く。）の賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料の費用のうち対象期間に支払われたものを合計した額をいう。ただし、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当分に相当する額を除く。
- (5) 引越費用 婚姻を機に市内に引越しをする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者等への支払に係る実費であって対象期間に支払われた額をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦がともに本市の住民基本台帳に記録され、申請日に夫婦の双方又

は一方の住民票の住所が入居する住居の住所となっており、かつ、申請日から2年以上継続して居住する意思があること。

- (2) 婚姻届を提出した日において、夫婦ともに39歳以下であること。
- (3) 所得期間の夫婦の所得を合計した額（以下「所得合計額」という。）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得合計額から所得期間内に返済した貸与型奨学金の返済額相当額を控除した額とする。
- (4) 申請日において、夫婦いずれも市税等の滞納がないこと。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助や、他の公的制度による家賃に関する補助金等を受けていないこと。
- (6) 過去に嘉麻市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（平成30年8月1日施行）及びこの告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 嘉麻市暴力団等追放条例（平成21年嘉麻市条例第24号）第2条第4号に規定する暴力団員でないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、住居費及び引越費用を合算した額とし、次に定める額（以下「上限額」という。）を上限とする。

- (1) 婚姻届を提出した日において、夫婦ともに29歳以下の世帯 1世帯あたり60万円
- (2) 前号に規定する世帯以外の世帯 1世帯あたり30万円

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、補助金の額が1,000円未満であるときは補助金を支給しないものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、嘉麻市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（初年度用）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

- (2) 夫婦の直近の所得証明書（前年度の1月2日以降に転入した場合）
- (3) 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅賃借の場合）
- (4) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住宅賃借の場合）
- (5) 住居費及び引越費用の領収書等の写し
- (6) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し（第3条第3号ただし書に該当する場合）
- (7) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、嘉麻市結婚新生活支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の継続申請）

第6条 申請者は、第4条の補助金の額が上限額に達していない場合は、第3条第6号の規定にかかわらず、初めて補助金の交付を受けた年度の翌年度以降、補助金の額が上限額に達するまで、継続して補助金の交付を申請することができる。

2 前項の場合において、補助金の額は、上限額から既に交付を受けた補助金の額を控除した額を限度とする。

3 申請者は、第1項の申請を行う場合は、嘉麻市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（継続年度用）（様式第5号）に前条第1項第4号、第7号及び第8号に掲げる書類を添えて、継続して申請を行う各年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

4 前項の場合においては、前条第2項の規定を準用する。

（補助金の交付申請の変更及び承認）

第7条 第5条第2項及び前条第4項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第5条第1項及び前条第3項の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに嘉麻市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（初年度用）（様式第6号）及び嘉麻市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（継続年度用）（様式第7号）に、第5条第1

項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請があった場合は、その内容を審査し、当該変更の内容の適否を決定し、嘉麻市結婚新生活支援事業補助金変更（交付・不交付）決定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 交付決定者は、第5条第2項、第6条第4項又は前条第2項の規定により補助金の交付決定又は変更交付決定の通知を受けた場合は、速やかに嘉麻市結婚新生活支援事業補助金請求書（様式第9号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

（報告等）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、補助金に関する報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

- 2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した内容又は条件に違反する行為があったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めるとき。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

（嘉麻市補助金等交付規則との関係）

第12条 この告示に定めのない補助金の交付手続等については、嘉麻市補助金等交付規則（平成18年嘉麻市規則第49号）の定めによらなければならない。

（補則）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和2年5月1日から施行する。

附 則（令和3年3月5日告示第10号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に手続中の補助金については、なお従前の例による。

（様式に関する経過措置）

3 この告示の施行の際現にある改正前の嘉麻市結婚新生活支援事業補助金交付規程に基づく様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができ、又は現に残存するものについては、これを使用することができる。

附 則（令和4年3月1日告示第10号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行し、改正後の嘉麻市結婚新生活支援事業補助金交付規程の規定は令和4年1月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に手続中の補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月1日告示第8号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和5年3月31日までに住居費又は引越費用を支払い、同日までに補

助金の交付申請を行う新婚世帯については、改正後の嘉麻市結婚新生活支援事業補助金交付規程第2条及び第3条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この告示の施行の際現に手続中の補助金は、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月1日告示第 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。